

# 令和5年度 第9回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和5年12月18日(月) 午後6時30分  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 議題
  - (1) 地域活性化の方向性について
  - (2) 自主的審議に係る提案について
  - (3) 地域協議会活動報告会の開催について
  - (4) 令和5年度地域協議会の活動計画について
- 4 事務連絡
- 5 閉会

【次回協議会 1月22日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回協議会 2月19日(月) 午後7時00分～：福祉交流プラザ】  
※午後6時30分～：地域協議会活動報告会

高田区における「地域活性化の方向性」案

〈高田区の地域活性化に向けて〉

【方向性】

高田区が有する豊かな自然・歴史・文化を受け継ぎ活かし、人と人がふれあい、安心安全の暮らしの中で持続可能なまちづくりを目指します。

【構成要素】

- ① 高田開府 400 余年の歴史ある有形・無形の資源（自然・雁木・町家・寺院群）を活かし、100 年先を見据えた活動を推進。
- ② 人々の交流を深化させ、住民主体の文化活動などを推進。
- ③ 医療、福祉施設の整備と子育て・高齢者の生活環境の充実を推進。
- ④ 教育施設の充実、社会人の再教育や次世代を担う人材育成、デジタル教育などの推進。
- ⑤ 自然災害（地震・風水害）などに対応した防災活動の推進。
- ⑥ 除排雪など克雪対策の強化と雪と共に生きるまちづくりの推進。

令和 5 年 11 月 27 日

## 高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会

会長 本 城 文 夫 様

提案者名 杉 本 敏 宏

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項の既定に基づき、審議するよう提案します。

## 記

審議する事項	防犯灯の設置・補修を公費で行うことを求める
内 容	<p>防犯は、行政の重要な施策の一つである。</p> <p>防犯灯は、地域住民の安全安心、とりわけ夜間の安全を確保する上で、たいへん重要な役割をはたしている。そうした観点から見ると、防犯灯の新規設置、故障した時の修繕、劣化による取替など（以下、「防犯灯の設置・補修」という）は、本来公費で行うべきものである。</p> <p>しかるに現在、「防犯灯の設置・補修」の費用は、町内会が負担していて、電気料金のみ行政が負担している。その電気料金も、LED化によって、以前の数分の一になったといわれている。</p> <p>蛍光灯をLED灯に転換する際、LED化推進のために期間限定で、費用の 1 / 3（上限 1 万円）を補助する制度があった。その期間は延長されたが、現在は終了していて補助制度はない。</p> <p>また現在でも、集落と集落との間の「防犯灯の設置・補修」は、行政が行っている。しかし、町内と町内とが繋がっている高田区では、集落間がなく、ほぼすべての防犯灯が町内会の費用負担で設置されている。</p> <p>蛍光灯からLED灯への転換から、早いものでは 10 年を経過しようとしている。すでに故障等で、修繕・取替をしなければならない事例が発生していると聞く。今後、経年劣化等で補修や取替が発生してくることが予想される。</p> <p>上越市全体では、人口減、少子高齢化が進行している。中心市街地を抱える高田区においてもそれは例外ではない。このことは、町内会の財政基盤にも影響を及ぼしている。防犯灯のLED化の際に、その費用負担が町内会会計の大きな負担になった。近々発生するであろう「防犯灯の設置・補修」費用が、町内会会計の大きな負担になることが予想される。</p> <p>地域住民の安全安心を図るうえで、たいへん重要な役割をはたしている防犯灯の設置・補修は、町内会の負担ではなく公費で行っていただきたい。</p>



令和 5年11月27日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会

会長 本 城 文 夫 様

提案者名 杉 本 敏 宏

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の既定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	雁木通りで雁木がない部分等の除雪費用を補助していただきたい
内 容	<p>【提案事由】</p> <p>上越市では、「除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪を行っている町内会へ報奨金を支給する制度」、即ち「市道除雪作業報奨金制度」を創設され、その説明会も行われたところでもあります。高齢化が進む中では、こうした「共助」に対して一定の報奨金を支給し、「共助」を推進奨励することは、積極的な意義があるものと考えます。</p> <p>上越市は、雁木の保存を推進しているところですが、その雁木通りにおいて昨今、空き家が増加傾向にあります。さらにはその空き家を取り壊され、その結果、雁木が消滅しているところが見受けられます。結果として雁木が年々減少しているのが現状です。</p> <p>降雪期、雁木は風雪にさらされずに往来できることから、地域住民の生活に欠かせないものですが、雁木が無くなった所では、雪が積もり、往来に支障をきたしております。特に小学生・中学生が通学する時間帯、この雁木がない所では除雪がされていないと、勢い道路に出て迂回するということになり、通勤時間とも重なり非常に危険になります。</p> <p>こうした状況を見かねて、町内会や町内の有志の方が除雪を行い、子供たちの通学の安全を計っているのが現状です。</p> <p>また、歩道においても除雪がされない所で、同様に町内の方々などが自主的に除雪をしているところがあります。</p> <p>「雁木下は民地」ですが、町が形成された当初の時代から、そこに住む住民が、自分の土地の一部を無償で提供して、特に冬期間の交通を確保してきた歴史があり、まさに「共助」のお手本のようなものといえます。</p> <p>この度、上越市では前記「市道除雪作業報奨金制度」を創設されましたが、同様に、雁木が消滅した部分の除雪を行っている町内会や町内有志に対しても報奨金を支給する制度の創設を求めるものです。</p>



令和4年7月1日提出「高田区において必要な大雪災害対策について（意見書）」  
及び市回答

○提案事項10項目中の一つ

4. 雁木が途切れている民地を含む通学路の除雪について、誰が行うのか、費用負担はどうするのか、市が業者等に委託することはできないか、緊急除雪作業報償制度を拡大適用することはできないか、検討してください。

【市回答】

雁木は個人所有の財産であり、市道敷ではないことから、除雪業者への委託や市道除雪作業を対象としている緊急除雪作業報償制度の拡大適用は考えていません。